

# レンタカーの整備管理制度について

---

神戸運輸監理部 兵庫陸運部  
検査・整備・保安部門

令和8年9月9日

1. 整備管理規定と整備管理者の制度について
2. 自動車事故報告規則について

## ○日常点検整備について

(道路運送車両法第47条の2第2項)

- ・レンタカーの使用者、またはこれらの自動車を運行する者は、1日1回、その運行の開始前において、点検をしなければならない。

### ・日常点検での点検箇所

- ①ブレーキ      ②タイヤ      ③バッテリー
- ④原動機      ⑤灯火装置及び方向指示器
- ⑥ウインド・ウォッシャー及びワイパー
- ⑦エア・タンク ⑧運行において異状が認められた箇所  
(自動車点検基準第1条・別表第1)



# 1-2. 整備管理者制度について

## 整備管理者の選任が必要なレンタカー事業者の自動車の種類及び台数

| 事業の種類 | 自動車の種類                                     | 選任が必要となる台数<br>(使用の本拠ごと)                                                                               |
|-------|--------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| レンタカー | ○マイクロバス<br>(乗車定員11人以上29人以下で<br>全長7m以下の自動車) | <br><u>1両以上</u>    |
|       | ○大型トラック等<br>(乗車定員10人以下で車両総重量8トン以上)         | <br><u>5両以上</u>   |
|       | ○その他の自動車<br>(乗車定員10人以下で車両総重量8トン未満)         | <br><u>10両以上</u> |

## 整備管理規程の作成について

- 車両の使用者は、整備管理者が的確かつ円滑に自動車の適切な車両管理・点検整備を行うために、
  - ・整備管理者の職務や権限
  - ・業務の処理要領等を定めた整備管理規程を作成する必要があります。
- 整備管理規程の作成にあたっては、少なくとも整備管理者及び補助者が
  - ・当該業務を行うに足る権限を規定
  - ・個々の事業者が自社の実態を十分考慮して、
  - ・実施すべき業務等を加え、
  - ・整備管理の実施に支障が生じないようにしなければなりません。

## ○整備管理者の資格

- (1) 整備の管理をする自動車（二輪を除く）の点検若しくは整備または整備の管理に関して2年以上の実務の経験を有し、地方運輸局長が行う研修を修了した者。
- (2) 自動車整備士技能検定に合格した者。
- (3) 上記技能と同等の技能として、国土交通大臣が告示で定める基準以上の技能を有する者。

## ○整備管理者の権限（法定業務）

- (1) 日常点検整備に規定する日常点検の実施方法を定める。
- (2) (1)の点検の結果に基づき運行の可否を決定する。
- (3) 定期点検整備に規定する定期点検を実施する。
- (4) 日常点検整備及び定期点検整備のほか、随時必要な点検を実施する。
- (5) 日常点検、定期点検または随時必要な点検の結果、必要な整備を実施する。
- (6) 定期点検及び(5)の必要な整備の実施計画を定める。
- (7) 点検整備記録簿その他の点検及び整備に関する記録簿を管理する。
- (8) 自動車車庫を管理する。
- (9) 上記に掲げる事項を処理するため、運転者、整備員その他の者を指導し、または監督する。

1. 整備管理規定と整備管理者の制度について
2. 自動車事故報告規則について

# 自動車事故報告規則

## 第2条(定義)

「どんな事故」の場合に報告が必要か

→自動車事故報告書の提出が

**必要な事故が規定・定義**されている。(全15項目)

## 第3条(報告書の提出)

「誰が」、「どんな場合」、「いつまでに」、「どのように」、

「どこ(誰宛)に」、報告するか

→自動車事故報告書の提出が必要な

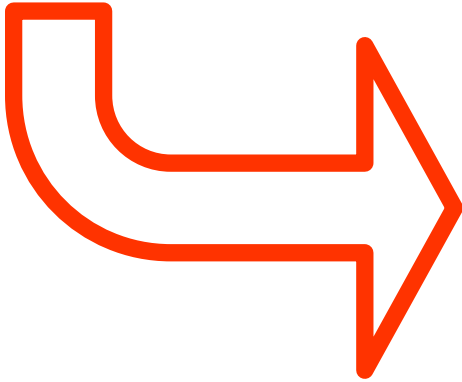
**使用者、報告の方法(報告書、添付書類)等**  
が定義されている。

### 第3条（報告書の提出）

旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く。以下同じ。）、特定第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送者並びに道路運送車両法第50条に規定する整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者（以下「事業者等」という。）は、その使用する自動車（自家用自動車（自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。）にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）について前条各号の事故があつた場合には、**当該事故があつた日**（前条第十号に掲げる事故にあつては事業者等が当該救護義務違反があつたことを知つた日、同条第十五号に掲げる事故にあつては当該指示があつた日）**から三十日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書**（別記様式による。以下「報告書」という。）**三通**を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長（以下「運輸監理部長又は運輸支局長」という。）を經由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

### 第3条(報告書の提出): 誰が

旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者(貨物軽自動車運送事業者を除く。以下同じ。)、特定第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送者並びに道路運送車両法第50条に規定する整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者は～(後略)



運送事業者

自家用有償運送者

整備管理者が必要な  
自家用車の使用者

レンタカー事業者も対象  
となる場合がある

### 第3条(報告書の提出): **どんな場合**

#### (前略) **その使用する自動車**

(自家用自動車(自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。)にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。)について

#### 前条各号の事故があつた場合



第2条で定義している15項目に該当する  
事故にあつた、事象が起こった場合

※事故の定義について、道交法による定義と別に定めている。  
また、第一当であるなし(過失割合の大小) → 関係しない

### 第3条（報告書の提出）：いつまでに

（前略）当該事故があった日から30日以内

ただし

- ・救護義務違反があった場合は、そのことを知った日から
  - ・官庁から特別の指示があった場合は、その日から
- 30日以内

### 第3条（報告書の提出）：どのように

- 当該事故ごとに
- 自動車事故報告書  
（別記様式による。）
- 三通  
控えが必要な場合は＋1通

## 神戸運輸監理部

# 2. 自動車事故報告規則

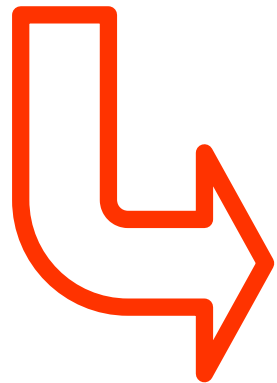
別表3 車両故障事故報告書添付票

|                                |       |            |  |
|--------------------------------|-------|------------|--|
| 自動車検査証の有効期間                    |       | 年 月 日まで    |  |
| 使用開始後の総走行距離                    |       | km         |  |
| 最近における大規模な改造                   | 内 容   |            |  |
|                                | 施行期日  | 年 月 日      |  |
|                                | 施行者   |            |  |
| 破損又は脱落部品名                      |       |            |  |
| 同上部品の名称                        |       | 前 後<br>左 右 |  |
| 当該部品を取付てから事故発生までの走行キロ          |       | km         |  |
| 当該部品を含む装置の整備及び改造の状況            | 年 月 日 |            |  |
|                                | 年 月 日 |            |  |
|                                | 年 月 日 |            |  |
| 破損又は脱落の状況<br><br>(略図又は写真)      |       |            |  |
| 当該部品の製作者（不明の場合は販売者）の氏名又は名称及び住所 |       |            |  |
| 疲労又は急進破損の別                     |       |            |  |
| 材質、加工、設計当に対する意見                |       |            |  |

「別記様式」のほか、  
車両故障により  
運行できなくなった場合は、  
「別表3 車両故障事故添付票」  
の提出が必要となります。

### 第3条(報告書の提出): **どこ(誰宛)に**

- ・自動車の使用の本拠の位置を管轄する  
**運輸監理部長**又は運輸支局長を経由して、  
国土交通大臣に提出



ナンバーがついている  
運輸支局等の長に提出が必要。

(車検証に記載されている、「使用の本拠の位置」の  
都道府県の支局に提出する。)

例:

神戸・姫路ナンバー → 兵庫陸運部に提出

大阪、和泉(堺)、なにわ → 大阪運輸支局に提出

## 報告対象となる自動車事故

(定義)

**第二条** この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。

- 一 自動車が転覆し、転落し、火災(積載物品の火災を含む。以下同じ。)を起こし、又は鉄道車両(軌道車両を含む。以下同じ。)と衝突し、若しくは接触したもの
- 二 十台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
- 三 死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号)第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう。以下同じ。)を生じたもの
- 四 十人以上の負傷者を生じたもの
- 五 自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの
  - イ 消防法(昭和三十二年法律第八十六号)第二条第七項に規定する危険物
  - ロ 火薬類取締法(昭和三十五年法律第四十九号)第二条第一項に規定する火薬類
  - ハ 高圧ガス保安法(昭和三十六年法律第二百四号)第二条に規定する高圧ガス
  - ニ 原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)第三条第二号に規定する核燃料物質及びそれによつて汚染された物
  - ホ 放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十七号)第二条第二項に規定する放射性同位元素及びそれによつて汚染された物又は同条第五項に規定する放射線発生装置から発生した同条第一項に規定する放射線によつて汚染された物
  - ヘ シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令(昭和三十年政令第二百六十一号)別表第二に掲げる毒物又は劇物
  - ト 道路運送車両の保安基準(昭和三十六年運輸省令第六十七号)第四十七条第一項第三号に規定する品名の可燃物
- 六 自動車に積載されたコンテナが落下したもの
- 七 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの
- 八 酒気帯び運転(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第六十五条第一項の規定に違反する行為をいう。以下同じ。)、無免許運転(同法第六十四条の規定に違反する行為をいう。)、大型自動車等無資格運転(同法第八十五条第五項から第九項までの規定に違反する行為をいう。))又は麻薬等運転(同法第一百七条の二第三号の罪に当たる行為をいう。))を伴うもの
- 九 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなつたもの
- 十 救護義務違反(道路交通法第一百七条の罪に当たる行為をいう。以下同じ。)があつたもの
- 十一 自動車の装置(道路運送車両法(昭和三十六年法律第八十五号)第四十一条第一項各号に掲げる装置をいう。))の故障(以下単に「故障」という。))により、自動車が運行できなくなつたもの
- 十二 車輪の脱落、被牽けん引自動車の分離を生じたもの(故障によるものに限る。))
- 十三 橋脚、架線その他の鉄道施設(鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第八条第一項に規定する鉄道施設をいい、軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道施設を含む。))を損傷し、三時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの
- 十四 高速自動車国道(高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第四条第一項に規定する高速自動車国道をいう。))又は自動車専用道路(道路法(昭和三十七年法律第八十号)第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。))において、三時間以上自動車の通行を禁止させたもの
- 十五 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生を防止を図るために国土交通大臣(主として指定都道府県等(道路運送法施行令(昭和三十六年政令第二百五十号)第四条第一項の指定都道府県等をいう。以下同じ。))の区域内において行われる自家用有償旅客運送に係るものの場合にあつては、当該指定都道府県等の長)が特に必要と認めて報告を指示したもの

### 報告対象となる自動車事故

1. 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物品の火災を含む。以下同じ。）を起こし、又は鉄道車両（軌道車両を含む。以下同じ。）と衝突し、若しくは接触したもの
2. 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
3. 死者又は重傷者を生じたもの
4. 十人以上の負傷者を生じたもの

### 報告対象となる自動車事故

- 5. 自動車に積載された危険物・可燃物・放射性物質等の全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの
- 6. 自動車に積載されたコンテナが落下したもの
- ~~7. 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、**旅客に傷害が生じたもの**~~
- 8. 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴うもの

### 報告対象となる自動車事故

~~9. 運転者の疾病により、**事業用自動車**の運転を継続することができなくなつたもの~~

10. 救護義務違反があつたもの

11. 自動車の装置の故障により、  
自動車が運行できなくなつたもの

12. 車輪の脱落、被牽けん引自動車の分離を生じたもの  
(故障によるものに限る。)

### 報告対象となる自動車事故

- 13. 橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、  
三時間以上本線において鉄道車両の運転を  
休止させたもの
- 14. 高速自動車国道又は自動車専用道路において、  
三時間以上自動車の通行を禁止させたもの
- 15. 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の  
防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて  
報告を指示したもの

### 第4条(速報): 重大事故の場合

- ・第4条に規定されている重大事故の場合速報する。

「いつまでに」: 24時間以内に

「どのように」: 電話、FAX、メールフォームなど

「どこ(誰宛)に」: 管轄の支局等に

### 第4条(速報): **重大事故**とは？

~~1. 第二条第一号に該当する事故~~

~~(旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者が使用する自動車を引き起こしたものに限る。)~~

2. 死者・重傷者を生じた事故で、次に該当する場合

イ 二人以上の死者を生じたもの

ロ 五人以上の重傷者を生じたもの

~~ハ 旅客に一人以上の重傷者を生じたもの~~

### 第4条(速報): 重大事故とは？

- 3. 10人以上の負傷者を生じたもの
  - 4. 積荷の危険物・可燃物・放射性物質等が  
飛散・漏洩した事故で、  
自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、  
又は鉄道車両、自動車その他の物件と衝突し、  
若しくは接触したことにより生じたもの
  - 5. 酒気帯び運転があったもの
- ※その他、社会的影響が大きいと認められるもの  
(特段の指示があった場合)

## 2. 自動車事故報告規則

9月11日午後、兵庫県赤穂市の山陽自動車道で20代の男女6人が乗った乗用車がガードロープに衝突する事故があり2人が死亡、4人が重傷を負いました。



赤穂市山陽道で事故（画像提供：兵庫県警）

11日午後3時半ごろ、赤穂市大津の山陽自動車道上り線で、20代の男女6人が乗った乗用車が道路脇のガードロープに衝突し、山林に転落しました。

警察によりますとこの事故で京都市西京区の[ ]さん（23）と大阪府枚方市の[ ]さん（23）の死亡が確認されました。

また、車を運転していた24歳の男性など、滋賀県や京都府に住む男女4人が重傷を負いました。

・事故報告（発生から30日以内）

「3. 死者又は重傷者を生じたもの」

・事故速報（発生から24h以内）

「2. イ 二人以上の死者を生じたもの」

## 神戸運輸監理部

[illegible]

※自家用乗用車の定期点検は、1年ごとに点検を行う項目が細かく決められており、整備のプロにまかせたほうが安心です。

ご清聴ありがとうございました

兵庫陸運部 検査・整備・保安部門

